

議第21号

三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年三島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）」及び「、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず」を削り、「に修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了した」を「の間は、この条例による改正後の三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了している」に改める。

附則第3項中「に最初の」を「に」に、「修了したもの」を「修了しているもの」に改め、「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修」の次に「（同号の規定に

より、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士